

|   | 御意見の概要  | 御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方  |
|---|---|---|
| 1 | <p>1. リストには酸、ナトリウム塩、カリウム塩、リチウム塩、アンモニウム塩など個別に指定されている物質がありますが「○○○酸又はこれらの塩」という形で指定した方がよいのではないのでしょうか。85は76のナトリウム塩、88は78のカリウム塩、93は98のアンモニウム塩、95は99のアンモニウム塩です。また38のナトリウム塩(CAS番号:149759-83-1)、40のテトラブチルホスホニウム塩(CAS番号:882489-14-7)も対象物質だと思いますがリストには含まれていません。</p> <p>2. 36はノネンの二重結合の位置が明示されていませんが、二重結合の位置にかかわらず対象になるとの理解でよいのでしょうか。</p> <p>3. 69は25のカチオンからプロトンがとれた分子内塩ですが、25には含まれないとの理解でよいのでしょうか。</p> | <p>1. 本省令(案)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の事務局より示されている「例示的リスト」を参照し、具体的な物質群を指定することとしているものです。第38号「三一[(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一)ヘプタデカフルオロデシル]スルファニル]プロパン酸」のナトリウム塩及び第40号「三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一)ヘプタデカフルオロデカン酸」のテトラブチルホスホニウム塩については、上記「例示的リスト」には含まれていないため、本省令(案)にも含めていません。なお、本省令(案)で規定される第一種特定化学物質又はその構成成分を構造の一部又は構成成分に有するものについては、第一種特定化学物質の規定が適用されます。(「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年12月3日)」3-1参照。)</p> <p>&lt;化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年12月3日)&gt;<br/> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf</a></p> <p>2. 第36号には、ノネン中の二重結合の位置が異なる異性体を含みます。</p> <p>3. 第25号には、第69号を含みません。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 2 | <p>今回の省令案に指定された物質の中には分離し、定量することが困難な物質（例として PFOA と No. 41 の物質）や標準品が無く、分析方法が確立していない化学物質（例として No. 90 の物質）があると思われる。</p> <p>これらの物質を非意図的な不純物として含有する場合、その同定や定量ができず、BAT 運用における、自主的に管理する上限値を設定することが困難である。</p> <p>標準品等がなく含有を確認できない場合や、定量困難な物質の場合における BAT 運用について、事業者が対応可能となるよう、BAT 運用についても検討いただきたい。</p>  | <p>BAT 報告は、自ら製造又は輸入する化学物質に、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合に報告するものです。</p> <p>上記の事実を認識した以降において当該化学物質を引き続き製造又は輸入する場合には、当該第一種特定化学物質の定量方法等を開発し、製造又は輸入する事業者により、含有量に係る上限値（自主管理上限値）や含有量の低減方策などを報告していただくこととなります。</p>  |
| 3 | <p>化学物質の評価およびその製造等の規制に関する法律施行令（令和 6 年内閣府令第 244 号）の改正案に関して意見を述べる機会をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>私たちは大型モーターおよび発電機の製造業者/輸入業者として、関連するすべての規制を遵守することを約束しています。しかし、2025 年 1 月 10 日に施行される制限は、複雑なサプライチェーンにおいていくつかの層が関与するため、大きな課題をもたらしています。場合によっては、新たに指定された物質の代替策を見つけ、段階的に廃止するまでに 5 年から 10 年を要する可能性があります。</p> <p>条例に記載された物質、例えばパーフルオロ化合物は、私たちの製品に使用される絶縁材料、潤滑剤、グリース、コーティング、シールに含まれている可能性があります。生産リードタイムが最大 12 ヶ月に及ぶことを考慮し、これらの物質を監視し段階的に廃止するために必要な追加の時間を加味すると、遵守期限の延長を 2023 年 1 月 10 日まで延長することを敬意を表して申し出ます。この追加の時間により、私たちは新たに指定された物質を効果的に特定し、監視し、製品から段階的に廃止することができます。</p> <p>さらに、私たちの製品は、持続可能なエネルギーソリューションの開発と展開に寄与するグローバルなエネルギー転換において重要な役割を果た</p> | <p>化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであって、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。その上で、使用については、化審法第 25 条により、他の化学物質に代替が困難で、かつ第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを例外的にエッセンシャルユースとして認めることとしています。なお、第一種特定化学物質が使用された機器や部品の使用については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>一方で、第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>しています。遵守のための現実的なタイムラインを確保することは、これらの重要な取り組みの進捗に影響を与える可能性のある中断を避けるために不可欠です。</p> <p>私たちは、遵守を確保するために、材料およびコンポーネントの徹底的な見直しを行っています。また、この移行を促進するために、関連省庁からの追加のガイダンスや支援を求めています。</p> <p>ご理解とご配慮に感謝いたします。</p>   | <p>化審法第 24 条に基づき、当該製品の輸入禁止製品として指定します。輸入禁止製品の詳細については、「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」をご確認ください。</p> <p>&lt; 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について &gt;<br/> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</a></p>   |
| 4 | <p>オフロード機器は、その製品に意図的に放出されることが知られている PFAS を含んでいませんが、製品の機能にとって重要となる少量の PFAS を含むかもしれない部品等が使用されています。</p> <p>一方、オフロード機器の製造業界では、化学物質データの収集と保存に関し、履歴を報告する要求がないなど、過去の情報にアクセスできません。</p> <p>業界のメンバー企業は、製品に PFAS が含まれているかどうか、含まれている場合はどの程度含まれているかを確認するため、自らのサプライチェーンを確認していますが、現形式の法令に従う場合、大きな課題があることが分かっています。</p> <p>すべての企業が法令に従うため、製品について、高い精度で確認する必要があります。すべての企業が製品の化学組成を確認することにより、製品における PFAS 含有量と日本に輸入される量が分かります。</p> <p>業界で何年も掛けてデータを収集していますが、データ品質等に問題がある状況です。</p> <p>業界のメンバー企業が本法令に適合するための十分な時間を、法令改正では確保していただきたい。</p> | <p>第一種特定化学物質が使用された部品や製品の使用については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当し、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>一方、第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、化審法第 24 条に基づき、当該製品の輸入禁止製品として指定します。輸入禁止製品の詳細については、「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」をご確認ください。</p> <p>&lt; 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について &gt;<br/> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</a></p> |
| 5 | <p>リストに記載された 3 物質 CAS No57678-03-2, 678-41-1, 149790-22-7 を含有する処理液を使用し、半導体基材用成形品を加工しています。2021 年より対象の物質が使用できなくなることを前提に代替品への変更を取引先</p>   | <p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) では、廃絶対象とした物質について、その製造、使用等を期限付きで認める特定の用途が規定されていますが、半導体基材用成形品の加工に使用する処理液に</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>に依頼し、2025年12月31日迄に変更を行う計画にて対応を進めて参りました。対象の3物質が2025年1月10日に第一種特定化学物質に指定された場合、代替品への切り替えが間に合わず製品の出荷が止まる状況となります。</p> <p>それにより国内外の半導体メーカー様の車載をはじめ民生に至るまで幅広い製品の製造が停止し、経済や社会に非常に大きな影響が及ぶ状況となります。対象の3物質については第一種特定化学物質としての指定を2026年1月以降にて対応頂けるよう要望いたします。</p> | <p>については、特定の用途として規定されておらず、その用途での使用は認められていません。</p> |
|--|---|